

揭示期間 2月28日～3月10日

新潟市斎場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月1日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第1号

新潟市斎場条例の一部を改正する条例

第1条 新潟市斎場条例（平成7年新潟市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の表新潟市白根斎場の項中「新潟市臼井字伝七島2127番地」を「新潟市鍋湯字白蓮638番地1」に改める。

第2条の次に次の2条を加える。

（休場日）

第2条の2 斎場の休場日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

（1） 1月1日

（2） 市長の指定する日

（開場時間）

第2条の3 斎場（新潟市青山斎場及び新潟市新津斎場の式場を除く。）の開場時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

2 新潟市青山斎場の式場の開場時間は、午前0時から午後3時まで及び午後4時から午後12時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

第3条の次に次の1条を加える。

（利用の制限）

第3条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、斎場の利用を許可しない。

（1） 斎場の利用の目的又は内容が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき

あると認められる場合

(2) 斎場の利用の内容又は方法が、施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が斎場の管理上支障があると認める場合
第4条の見出し中「取消し」を「取止め」に改め、同条中「取り消そう」を「取り止めよう」に改める。

第13条を第18条とし、第12条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、斎場の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に新潟市白根斎場の管理を行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第14条 斎場の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、斎場の指定管理者として指定するものとする。

(1) 斎場の平等利用が確保されること。

(2) 斎場の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 斎場における火葬等に関する業務

- (2) 斎場における焼骨の引取りに関する業務
- (3) 斎場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他斎場の管理上、市長が必要と認める業務
- (秘密を守る義務)

第16条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第17条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第2条 新潟市斎場条例の一部を次のように改正する。

第13条中「新潟市白根斎場」を「新潟市青山斎場及び新潟市白根斎場」に改める。

第15条中第4号を第6号とし、第1号から第3号までを2号ずつ繰り下げ、同条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 斎場（火葬場を除く。次号において同じ。）の利用の許可に関する業務
- (2) 斎場の使用料の納付期日の決定及び免除に関する業務

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から、第2条の規定は平成19年4月1日から、附則第2項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。